



「産業サイバーセキュリティセンターにおける
CISO 向けサイバーセキュリティプログラム実施業務」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019年5月8日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「産業サイバーセキュリティセンターにおけるCISO向けサイバーセキュリティプログラム実施業務」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

産業サイバーセキュリティセンターにおけるCISO向けサイバーセキュリティプログラム実施業務

(2) 契約期間

契約締結日より2020年3月31日（火）

(3) 概要

IPA 産業サイバーセキュリティセンターでは、産業系のサイバーセキュリティ人材の育成事業を推進しているが、その事業の中に日本の重要インフラ指定を受ける企業のCISO向け短期サイバーセキュリティプログラムがある。

CISOには、「即戦力として自社の総合的なセキュリティ戦略の立案や実システムへの対策実装をリードする人材像」が期待されるが、その人材育成には、グローバルな視点での最新のサイバーセキュリティ動向、さらには、より実践的な演習実施が肝要である。このような背景・目的の下、当該センターの人材育成プログラムの一環として「産業サイバーセキュリティセンターにおけるCISO向けサイバーセキュリティプログラム実施業務」（以下「本委託業務」という）を実施する。

具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」の「7. 業務の実績及びスキルに関する要件」に定める要件を満たすこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター 企画・管理部 企画グループ 担当：木内、小川、花村

電話番号：03-5978-7554

E-mail：coe-kobo-k@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年5月20日（月）17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

① 参加意思確認書（様式1）

② 「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）

③ 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

④ 委任状（必要な場合）

⑤ 会社概要（様式2）

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければ

ならない。

- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「産業サイバーセキュリティセンターにおけるCISO向けサイバーセキュリティプログラム実施業務」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 前記○印を記す	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	項目			
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

事業内容（仕様書）

1. 件名

産業サイバーセキュリティセンターにおける CISO 向けサイバーセキュリティプログラム実施業務

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という）産業サイバーセキュリティセンターでは、産業系のサイバーセキュリティ人材の育成事業を推進しているが、その事業の中に日本の重要インフラ指定を受ける企業の CISO 向け短期サイバーセキュリティプログラムがある。

CISO には、「即戦力として自社の総合的なセキュリティ戦略の立案や実システムへの対策実装をリードする人材像」が期待されるが、その人材育成には、グローバルな視点での最新のサイバーセキュリティ動向、さらには、より実践的な演習実施が肝要である。

このような背景・目的の下、当該センターの人材育成プログラムの一環として「産業サイバーセキュリティセンターにおける CISO 向けサイバーセキュリティプログラム実施業務」を実施する。

3. 業務概要

CISO 向けサイバーセキュリティプログラムは、CISO 向け基調講演（以下「基調講演」という）及び CISO 向け短期セミナー（以下「短期セミナー」という）とで構成される。

<基調講演>

1日の基調講演を1回実施予定。最大参加者100人を想定。

<短期セミナー>

2日間の講義・演習を2回実施予定。1回あたり最大参加者30人を想定。

3.1 CISO 向けサイバーセキュリティプログラム設計業務

CISO 向けサイバーセキュリティプログラム設計業務（以下「設計業務」という）を実施する。

3.2 CISO 向けサイバーセキュリティプログラム研修業務

CISO 向けサイバーセキュリティプログラム研修業務（以下「研修業務」という。）を実施する。

3.3 CISO 向けサイバーセキュリティプログラム検証業務

上記3.2の研修業務の成果に基づき、CISO 向けサイバーセキュリティプログラム検証業務（以下「検証業務」という）を実施する。

3.4 産業サイバーセキュリティセンター運営支援業務

産業サイバーセキュリティセンター運営支援業務（以下「運営支援業務」という）を実施する。

上記業務を行うにあたり、IPAとの協議の上、実施体制図を明確に定めた上で、IPAが行う工程管理に基づき行うこととする。なお、実施体制図は、契約後速やかに提出し、IPAの確認を受けることとする。

4. 業務内容

4.1 設計業務

CISO 向けサイバーセキュリティプログラムの設計業務として、欧米などサイバーセキュリティ先進国での CISO 教育に基づき CISO を教育する基調講演及び短期セミナーを設計する。実施に当たっては、具体的な講義シラバス・講義スケジュールの案を作成し、IPAの承認を得ること。

また、グローバルに通用する CISO の育成を考慮した CISO 向けサイバーセキュリティプログラムの目的や要件等は、以下のとおりとする。ただし、詳細については、IPA と契約相手方で協議の上決定する。

(1) 目的・概要

欧米などに比べて人数が少ない日本の CISO を育成するために、CISO のあるべき姿を広く知ってもらうための基調講演を開催する。

既に CISO の役についている者を中心に CISO の役割やインシデント・ハンドリングの対処方法などを身に付けてもらうために短期セミナーを開催する。

(2) 設計すべき内容

CISO 向けサイバーセキュリティプログラムは、以下の内容で設計すること。

<基調講演>

CISO を主たる参加者(最大 100 名)として想定した基調講演を設計すること。基調講演は既に CISO の役についている者、実質的に CISO の役を担っている者が CISO としてあるべき姿につき理解のきっかけをつかむことができる内容とすること。また、基調講演の内容としては、以下を想定すること。

- ・ 産業サイバーセキュリティにおける欧米などのサイバーセキュリティ先進国の取り組み
- ・ 国家レベルでのサイバー攻撃への対処をマネージした等の経験談
- ・ 短期セミナーの紹介

なお、基調講演は、7. (2) 又は 7. (3) に記載の実績及びスキル要件を満たす者が行うこと。

<短期セミナー>

グローバルに通用する CISO を目指した短期セミナーを設計すること。具体的には、CISO として身に着けるべき内容と実践的なインシデント・ハンドリング対応演習から成るセミナーを 2 回実施する。短期セミナーには、以下の内容を盛り込むこと。

- ・ 制御システムにおける脅威の最新の傾向
- ・ サイバーセキュリティオペレーティングモデルの設計手法
- ・ 欧米などのサイバーセキュリティ先進国におけるサイバーセキュリティ情報共有の仕組み
- ・ インシデント対応時のオペレーション
- ・ シナリオに基づく制御システムのインシデント・ハンドリング対応演習等
- ・ インシデント・ハンドリング対応演習の展開に関する設計手法・指導要領等
- ・ 上記を踏まえた企業のサイバーセキュリティ計画策定方法

なお、テキスト、講義シラバス・講義スケジュール・講師リストの案は、基調講演及び短期セミナー実施の 2 週間前までに提出し、IPA の承認を得ること。

4.2 研修業務

4.1 において設計した CISO 向けサイバーセキュリティプログラムに基づいて、所定の期間、所定の定員の受講生に対する基調講演及び短期セミナーを実施する。実施には 4.1 で作成した講義シラバス・講義スケジュールを基に CISO 向けサイバーセキュリティプログラムの実現に必要な体制・人員を確保し、円滑な業務遂行が可能な体制を整えること。また、国家レベルあるいは世界規模の製造施設を有する企業へのサイバー攻撃をマネージした経験などを踏まえた研修を実施すること。

(1) 基調講演の実施

4.1の業務で設計したCISO向けサイバーセキュリティプログラムを用いて参加者（最大100名）に対して基調講演を1回（30分）実施する。

(2) 短期セミナーの実施

4.1の業務で設計したCISO向けサイバーセキュリティプログラムを用いて短期セミナーの受講生（1回あたり最大30名）に対して講義・演習を2回実施する。なお、1回目は、1日の講義と1日のインシデント・ハンドリング対応演習の構成とし、2回目は0.5日の講義と1.5日のインシデント・ハンドリングのワークショップ（うち0.5日分は受講者が演習キットを自社へ持ち帰って展開するための講習）の構成として開催すること。

4.3 検証業務

CISO向けサイバーセキュリティプログラムの質の向上のために、4.2において実施した基調講演及び短期セミナーの効果測定を実施し、その結果を検証する。短期セミナーにおいては、アンケートなどによりCISO向けサイバーセキュリティプログラムによる受講生の知識や技能の習熟度を検証すること。また短期セミナー中の受講生の意見などから短期セミナーの向上につながるものを抽出して検証すること。上記を踏まえ、CISO向けサイバーセキュリティプログラムの質の向上につながる提案を実施すること。

4.4 運営支援業務

グローバルなサイバーセキュリティの知見・経験に基づき、産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムに対しての直接的なアドバイザリサービスを実施する。アドバイスは数時間の会合に参加することによって実施し、契約期間中に1回の実施（1時間）を想定する。

4.5 セキュリティ要件

本業務全体に関するセキュリティ要件は、以下のとおりである。

- (1) 本業務の過程で得る演習資料、データ等は、機構の許可なく他に利用しないこと。
- (2) 請負者は個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。
- (3) 適切な情報セキュリティ対策の管理体制を構築すること。
- (4) 請負者の資本関係、役員等の情報、事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性・実績及び国籍に関して、機構の求めがあれば情報提供を行うこと。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、機構の指示に基づき適切に対応すること。
- (6) 保護すべき情報はパスワードの設定など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に機構から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、機構に確認を取ること。
- (7) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- (8) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、機構と調整し、適切に対処すること。
- (9) 本業務の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保すること。また、機構の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。

5. 業務に関する留意事項

- ・契約後直ちにキックオフミーティング（ウェブを介したオンラインミーティングなども可）を開催し、全体的な計画を提示し、IPAと内容のすりあわせを実施すること。
- ・あらかじめ本業務に必要な業務実施体制を整え、プロジェクト開始日から必要とされるプロジェクトメ

ンバーを投入すること。

- ・作業は IPA の指示に基づき行うものとし、定期的に IPA との検討進捗状況報告ミーティング（ウェブを介したオンラインミーティングなども可）を実施すること。日程は IPA と事前に協議して決定すること。
- ・各業務について、月次作業報告書を翌月 10 日までに提出し、IPA に作業結果を報告し、承認を得ること。
- ・IPA からの各業務報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・プロジェクト運営管理、運営に必要な備品については、プロジェクト開始後に IPA と協議して決めること。
- ・IPA のセキュリティポリシーを遵守すること。なお、ポリシーについては、IPA から契約締結後開示する。
- ・基調講演及びセミナーの会場調達（通訳を含む）は、IPA で実施する。

6. 事業期間及びスケジュール

スケジュールの詳細については、契約締結後に IPA と協議の上で決定すること。また、スケジュールに沿った進捗管理を行い、作業の遅延などが生じた際は IPA に報告すること。

6.1. 業務期間

契約締結日から 2020 年 3 月 31 日（火）まで。

7. 業務の実績及びスキルに関する要件

本業務を実施するに当たっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

(1) 組織としての実績及びスキル要件

- ・欧米などのサイバーセキュリティ先進国の重要インフラ関係企業の CISO 教育に携わった経験を持ち、かつ日本の重要インフラ関係企業の CISO の状況もよく理解しており、世界的な視点での日本の CISO 教育をデザイン・実施できること
- ・ここ 3 年以内に日本の CISO に対する教育及びインシデント・ハンドリングの演習を実施した経験があること（1 回の教育及び演習には 10 人以上が参加したものであること）。

(2) 講師としての実績及びスキル要件

- ・国家レベルでのサイバー攻撃への対処をマネージした経験がある講師がセミナー参加者である日本の CISO に直接経験談を提供することにより、参加者の経験値を高めることができること
- ・自国及び国外に世界規模の製造施設を有する企業のサイバー攻撃をマネージした経験がある講師がセミナー参加者である日本の CISO に直接経験談を提供することにより、参加者が国内外の企業施設におけるインシデント発生時にどのように判断すべきかの指針を示せること
- ・世界規模で広く普及している欧米などのサイバーセキュリティ先進国のサイバーセキュリティ人材育成の標準化資料作成等に携わったことがある講師が標準化資料作成の知見を生かしてセミナーの企画・実施を行うことにより、参加者がグローバルに通用する最新のサイバーセキュリティ人材育成プログラムを受講可能なこと

(3) 運営支援業務従事者としての実績及びスキル要件

- ・海外の政府機関等に通算 20 年以上勤務し、運営支援業務の実施において必要となる非常時の危機対応に関する十分な知識、技能及び経験を有していること。
- ・海外の政府機関等のサイバーセキュリティ又はサイバーテロ（攻撃）対策部門の責任者を通算 5 年以上従事した経験を有していること。
- ・以前に IPA 以外の官公庁・地方自治体・民間企業（国内・国外を問わず）のサイバーセキュリティ又はサイバーテロ（攻撃）対策へのアドバイス等に関与した経験があること。

8. 提出物関連

8.1. 提出期限及び提出物件

(1) 提出期限

2020年3月31日（火）

ただし、8.1.(2)①及び②については、別途指定する期限までに提出し、IPAの承認を得ることとする。

(2) 提出物

以下の提出物を収めた電子媒体（DVD-Rなど）を提出すること。

①基調講演及び短期セミナーで利用した教材

- ・ 講義シラバス・講義スケジュール・講師リスト含む

② 月次報告書

- ・ 作業概要、対応者、スケジュール、進捗状況等を記載すること。
- ・ 様式はIPAと協議のうえ決定するものとする。

③ 最終報告書

- ・ 月次報告を踏まえ、基調講演、短期セミナー及びアドバイザリーサービスについて、概要、対応者、実績、成果、検証結果、まとめ等を記載すること。
- ・ 様式はIPAと協議のうえ決定するものとする。

8.2. 提出場所

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8

文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター 企画・管理部 企画グループ

以上